

議案第49号

平成28年度 守谷市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度守谷市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	25,550戸
(2) 年間総給水量	6,564,200m ³
(3) 一日平均給水量	17,930m ³
(4) 主要な建設改良事業	
上水道建設事業	217,401千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,606,611千円	
第1項 営業収益	1,357,521千円	
第2項 営業外収益	249,087千円	
第3項 特別利益		3千円
	支	出
第1款 水道事業費用	1,572,340千円	
第1項 営業費用	1,515,256千円	
第2項 営業外費用	53,002千円	
第3項 特別損失	1,082千円	
第4項 予備費	3,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額233,557千円は積立金202,485千円、過年度分損益勘定留保資金15,715千円及び当年度分消費税資本的収支調整額15,357千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		2,185千円
第1項 他会計負担金		775千円
第2項 他会計補助金		150千円
第3項 工事負担金		1,260千円
	支	出
第1款 資本的支出	235,742千円	
第1項 建設改良費	220,027千円	
第2項 企業債償還金	15,715千円	

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 69,178千円

(他会計からの補助金)

第7条 児童手当給付補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、374千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、44,000千円と定める。

平成28年3月9日 提 出

守 谷 市 長 会 田 真 一

平成28年3月25日 原案 決